農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第六項第八号	又は令第四十五条各号に掲げる者
［略］	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社
［項を削る。］	
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第一号の二	次に掲げる業務
	次に掲げる業務及び特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）の業務
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第四項第一号の二	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
［項を削る。］	
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第六項第八号	又は令第二十四条の二各号に掲げる者
	、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）	（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
２　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	２　［同上］
一　当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項	一　当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第七項第八号	又は令第四十五条各号に掲げる者
［同上］	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十五条の四第二項第一号	次に掲げる者
	次に掲げる者並びに特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（銀行に限る。）
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第一号の二及び第四項第一号の二	次に掲げる業務
	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
［項を加える。］	
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	次に掲げる者
	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第八号	又は令第二十四条の二各号に掲げる者
	、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社
［同上］	